

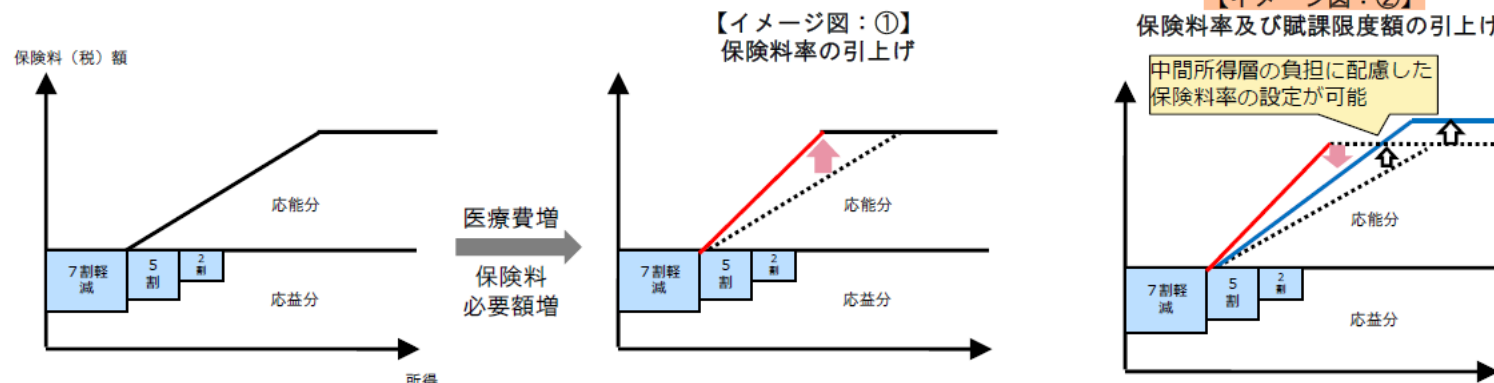
国民健康保険料（税）の賦課限度額について（概要）

基礎的事項

- 医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から**被保険者の保険料負担に一定の限度**を設けている。
※ 令和6年度賦課限度額：106万円（医療分：89万円（基礎賦課額：65万円、後期高齢者支援金賦課額：24万円）、介護分：17万円）
- 高齢化等により**医療給付費等が増加する中で**、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、**保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保した場合**、高所得層の負担は変わらない中で、**中間所得層の負担が重くなる**。【イメージ図：①】
- 保険料負担の上限を引き上げれば、高所得層により多く負担いただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定が可能となる**。【イメージ図：②】
- 一方、**低中所得層の多い市町村においては、相対的に所得の低い世帯の保険料額が賦課限度額に到達することもあることから、引き上げに当たっては、市町村の意見等を踏まえ、引き上げ幅や時期を判断する必要がある**。

【イメージ図】

- 医療費が増加し、確保すべき保険料収入額が増加した場合において、必要な保険料収入を確保するため、
①保険料率の引上げ ②保険料率及び賦課限度額の引上げ を行った場合



■ 令和 7 年度課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合計
国分寺市	650, 000円	240, 000円	170, 000円	1, 060, 000円
地方税法施行令 令和 7 年 4 月 1 日改正	660, 000円	260, 000円	170, 000円	1, 090, 000円

※国分寺市では地方税法施行令改正後、条例改正を行っている。

■ 課税限度額改定の影響

区分	影響を受ける世帯数	調定増加額
医療分	396世帯	3, 718, 800円
区分	影響を受ける世帯数	調定増加額
後期高齢者支援金分	380世帯	7, 550, 500円

医療分課税限度額に達する給与収入額：12, 224, 000円

所得額：10, 274, 000円

後期高齢者支援金分限度額に達する給与収入額：12, 717, 000円

所得額：10, 767, 000円